

災害時における物資供給に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安中市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を必要とする場合、乙に調達可能な物資の供給を要請するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条の要請を行うときは、物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に提出するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

2 甲は、乙が車両により物資を輸送する場合、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った輸送費等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害の発生に備えるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の協定解消の申し出は、1月前までに相手方に文書で申し出るものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年3月1日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市長

乙 新潟県新潟市清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長